

森林・林業再生プランにおける 人材育成について

—日本型フォレスター制度の概要—

(未定稿)

平成23年12月26日

林野庁計画課
首席森林計画官 小島孝文



本日の説明内容

- 日本型フォレスター制度について
- 准フォレスター研修について
- フォレスターと森林施業プランナー等関係について

森林・林業基本計画のビジョン

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

主な施策

- ・ 面的なまとまりをもった森林経営の確立
 - 実効性の高い森林計画制度の普及・定着
 - 適切な森林施業の確保
 - 路網整備の推進
 - 森林関連情報の収集・提供の推進

- ・ 多様で健全な森林への誘導
 - 多様な森林への誘導と森林における生物多様性の保全
 - 公的な関与による森林整備、優良種苗の確保等

- ・ 国土の保全等の推進
 - 保安林の適切な指定・管理の推進
 - 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進
 - 松くい虫等の病害虫防除対策等
 - 野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策の推進

面的なまとまりの下で森林経営を行う計画(森林経営計画)



・ 森林を支える山村の振興

- 地域特産物の振興等による山村の就業機会の増大
- 里山林など山村固有の未利用資源の活用
- 都市と山村の交流を通じた山村への定住の促進



地形等、作業区分に応じた路網の区分

林道	一般、セミトレーラの車両も想定し安全施設を完備
林業専用道	森林施業に直結し10t積みトラックの走行を想定した必要最小限の構造
森林作業道	森林施業用に限定フォワーダ等の林業機械の走行を想定

効率的な森林整備

林業専用道

森林作業道

林道



4

2 林業の持続的かつ健全な発展

主な施策

- ・ 効率的かつ安定的な林業経営の育成
 - 森林経営計画の作成の推進、低コストで効率的な施業の実行
 - 意欲ある者への長期的な施業の委託の推進
 - 森林組合と民間事業者のイコールフットingの確保
 - 林業事業者を登録・評価する仕組みの導入
- ・ 施業集約化等の推進
 - 提案型施業の普及・定着
 - 森林情報の収集、境界の確認、森林所有者との合意形成等の諸活動に対する支援

- ・ 低コストで効率的な作業システムの整備等
 - 路網の整備、高性能林業機械の導入
 - 国内外の先進林業機械の評価・分析と改良、伐採木の大型化等に対応する林業機械の開発

新たな高性能林業機械の開発



効率的な林業事業者の育成



地域における合意形成



・ 人材の育成・確保等

- フォレスター、森林施業プランナー、現場技能者を戦略的・体系的に育成
- 雇管理の改善、労働安全衛生の向上

フォレスターによる指導



木材の安定的な供給



施業集約化による搬出間伐の推進



民有林・国有林の森林共同施業団地



林業専用道

路網の整備

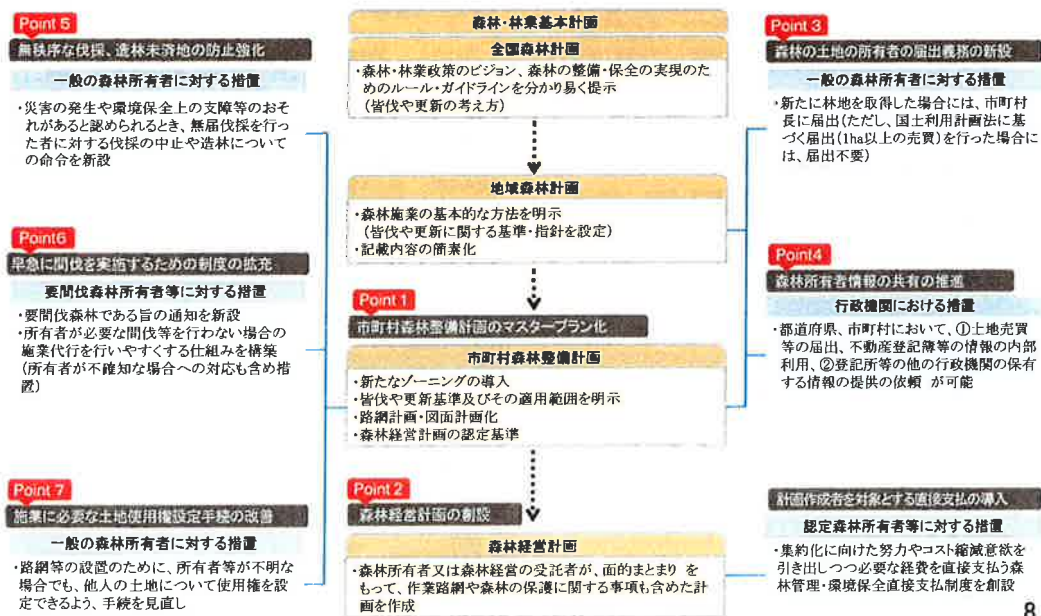
森林作業道

林道



5

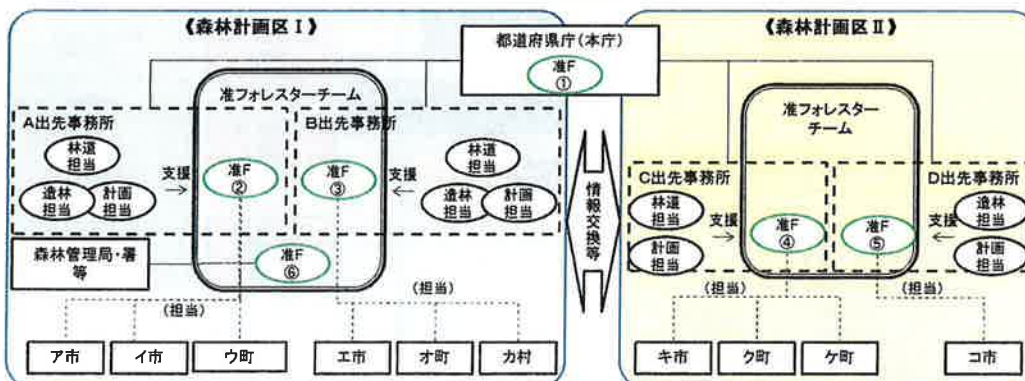
新たな森林計画制度の体系



日本型フォレスターはどんな人材か？

- 1 森林を科学的に見て、評価する能力
 - 個々の森林について、公益的機能と木材生産機能の発揮の可能性について評価できる
 - 評価に基づき、最終的な目標林型、途中の目標林型について構想ができる
 - 目標林型に向けた森林施業の選択ができる
- 2 循環的な木材生産について戦略を構築できる能力
 - マーケットを広域で勘案して木材の生産目標を構想できる
 - 生産目標や対象地域の地形等を考慮して効率的な路網計画、作業システムが選択・運用について指導できる
 - 木材の流通・販売の動向を理解し、民・国を含む広域的な販売戦略を構想できる
- 3 森林・林業を地域の振興につなげるビジョンを構築できる能力
 - 1及び2を統合・調和させて森林・林業の将来ビジョンを描くことができる
 - 将来ビジョンの実現に向けて、森林計画制度、森林整備事業等を適確に運用できる
- 4 プレゼン能力、合意形成能力
 - 将来のビジョンについて、市町村長、森林組合、森林所有者等に理解させることができる
 - 集約化に向けて合意形成を進めることができる

都道府県における准フォレスターの活動体制のイメージ(例1)

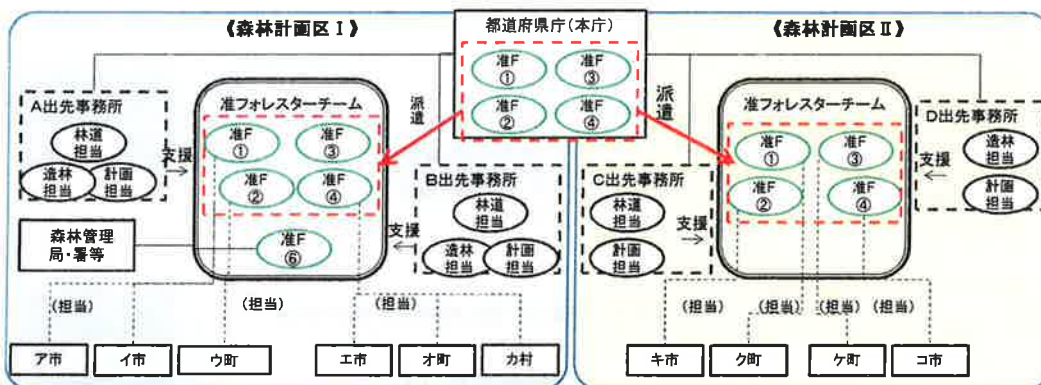


【ポイント】

- 森林計画区(流域)ごとに、都道府県の出先事務所の准フォレスターを中心として、必要に応じて森林管理局・署等の准フォレスターを加えた准フォレスターチームを形成。出先事務所のその他の職員が准フォレスターチームの業務を支援。
- その際、都道府県の准フォレスター等と森林管理局・署等の准フォレスターの役割分担、連携方法等准フォレスターチームの活動に関する方針、体制の調整は、流域森林・林業活性化協議会の場を活用して行うことも一案。
- 都道府県出先事務所の准フォレスターの中から各市町村の担当(責任者)を決め、担当者が各市町村との窓口となり、他のチームメンバー等の協力を得つつ活動。
- 各森林計画区でのフォレスターチームの間で、情報・意見交換等。

※ ここに示したイメージを基本形として、各都道府県、地域の実情に応じて適宜変更。

都道府県における准フォレスターの活動体制のイメージ(例2)



【ポイント】

- 都道府県は本庁に准フォレスターを集中配置。各森林計画区(流域)に、それらの准フォレスターを集団派遣して、必要に応じて森林管理局・署等の准フォレスターを加えた准フォレスターチームを形成。出先事務所のその他の職員が准フォレスターチームの業務を支援。
- その際、都道府県の准フォレスター等と森林管理局・署等の准フォレスターの役割分担、連携方法等准フォレスターチームの活動に関する方針、体制の調整は、流域森林・林業活性化協議会の場を活用して行うことも一案。
- 派遣された都道府県職員(准フォレスター)の中から各市町村の担当(責任者)を決め、担当者が各市町村との窓口となり、他のチームメンバー等の協力を得つつ活動。

※ ここに示したイメージを基本形として、各都道府県、地域の実情に応じて適宜変更。例えば、類似のパターンとして、都道府県の准フォレスターの集中配置場所を試験研究機関や特定の出先事務所とすることも考えられる。

森林・林業再生プラン実行プログラム(工程表)

